

## 下限時間 60 時間設定での量の見込みの計算結果

### 1. 背景

これまで、保育の必要性の認定における就労時間の下限については、他市町の多くが採用しており、また、相生市においても現状の保育所入所児童の多くの保護者の就労時間が 64 時間以上であるため、下限時間を 64 時間に設定し「量の見込み」（以下、需要量）を報告してきたところです。

相生市では、現在の保育所入所要件として下限時間 60 時間で運用しているため、需要量の算定を下限時間 60 時間に設定し、国の標準的な算出方法を用いて再計算し、比較しました。

### 2. 計算結果の概要

計算結果の概要は以下の通りです。

- ・ 国の標準的な算出方法では下限時間 64 時間と 60 時間で需要量は大きく変わらない。  
※計算結果の詳細は別添「下限時間 64 時間、60 時間設定の計算結果 対比表」を参照
  - ・ ただし、一時預かり事業は変動が大きく、需要量が減少している。しかし、一時預かりの下限時間 60 時間での需要量よりも市独自の算出方法による需要量の方がより現状とのかい離が少ない。よって需要量については市独自の算出方法で検討する。
- 再計算の結果  
全ての事業において市独自の算出方法による需要量を変更する必要がないと考える。